

## 第5章 今後の推進体制

### I 都民及び推進主体の役割

プラン21（第二次）においては、都民一人ひとりの取組を中心に健康づくりを推進しています。

健康づくりは、都民が日々の生活の各場面で取り組み続けるものです。地域、職場などそれぞれの生活場面ごとに、都民と直接関わる関係機関が、健康づくりの支援の中心となります。

プラン21（第二次）では、都民の健康づくりを支える関係機関のうち、「区市町村」「学校等教育機関」「保健医療関係団体」「事業者・医療保険者」「NPO・企業等」の5つを推進主体と位置づけています。

推進主体は、それぞれの独自の役割に応じて、主体的かつ積極的に都民の健康づくりに関わるとともに、相互に連携することで、より効果的に都民の取組を支援することが期待されます。

#### 1 都民

- 主体的に健康づくりに取り組み、発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点から健康管理
- 子供の頃に健康的な生活習慣を確立、継続し、生活習慣病を予防。家庭での取組とともに、周囲の大人が協力して子供の健康的な生活習慣を支援
- 高齢期に必要な運動機能や認知機能を維持するため、青壮年期からの疾患予防と社会参加
- 地域のつながりを持ち、近所との付き合いや信頼関係を醸成
- 健康づくりがしやすい環境整備を進めるため、自治体の施策に関心を持つ

#### 2 区市町村

保健衛生主管課や保健所・保健センターのほか、子供から高齢者まで年齢や障害の有無にかかわらず広く住民の健康づくりに関係する全ての部署を指します。なお、医療保険者としての国民健康保険主管課は、後述の「事業者・医療保険者」に含みます。

- 地域における健康づくりを推進
- 地域の実情や特性に応じた事業・施策を実施
- 他の推進主体との連携による地域資源の有効活用、効果的な普及啓発
- 推進主体の取組推進のための取組事例・データ等の収集・提供

### 3 学校等教育機関

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、専修学校（専門学校を含む）等を指します。

- 児童・生徒の発達段階に応じた健康教育を実施
- 保護者への普及啓発を通じた、家庭や地域における健康づくりの取組や、児童・生徒の心身の健康の維持・増進を促進
- 学校施設の活用や地域の推進主体と連携した地域行事等を通じ、健康づくりを支援

### 4 保健医療関係団体

病院・診療所（歯科を含む）、薬局、訪問看護ステーション等の医療提供施設や、医師会・歯科医師会・薬剤師会等の関係団体を指します。

- 発症予防、早期発見、早期治療、重症化予防の観点からの指導・助言や受診勧奨
- 患者が適切な治療を受けられるよう支援
- 都や推進主体と連携し、専門性を活かして都民の健康づくりに貢献

### 5 事業者・医療保険者

事業者は、事業を行う者で、労働者を使用するものを指します<sup>1</sup>。

医療保険者は、医療保険各法<sup>2</sup>の規定により医療に関する給付を行う全国健康保険協会、健康保険組合、区市町村国民健康保険、国民健康保険組合、共済組合及び日本私立学校振興・共済事業団に加え、高齢者の医療の確保に関する法律の規定により医療に関する給付を行う後期高齢者医療広域連合を指します。

- 従業員や医療保険加入者（被保険者・被扶養者）の健康づくりを推進
- 医療保険者は、データを活用した生活習慣病の予防など、加入者の健康づくりに関与
- 推進主体の取組推進のための取組事例・データ等を提供

### 6 NPO・企業等

ここでは、営利・非営利を問わず、不特定多数の都民を対象とした、健康づくりに関する活動・サービスを提供する民間団体を指します。

NPO 等には、非営利活動を行う法人のほか、子育て支援や高齢者の生きがいづくりなど、地域で活動する自主グループを含みます。

企業等は、医薬品や医療機器といった健康に関わる製品や情報を提供す

<sup>1</sup> 労働安全衛生法（昭和 47 年 6 月 8 日法律第 57 号）の定義に基づく。

<sup>2</sup> 医療保険各法：健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号）、地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）及び私立学校教職員共済法（昭和 28 年法律第 245 号）

1 　　る企業、フィットネスクラブなど健康に関するサービスを提供する企業、外  
2 　　食や調理済み食を提供する企業や、これらの産業に関連する業界団体を指し  
3 　　ます。また、社会貢献活動として地域の健康づくりに貢献する企業も含みま  
4 　　す。

5 　　○ NPO は、地域のニーズに応じた活動等を通じ、地域の交流活性化など  
6 　　に寄与

7 　　○ 企業等は、サービス等の提供を通じ、都民の健康づくりに広く貢献

## 9 Ⅱ 都の役割と取組

10 　　都民に直接働きかけるとともに、推進主体の取組を支援し、連携を促進する  
11 　　ことで、都民の健康づくりを推進する体制を整備するため、以下の事項に取り  
12 　　組みます。

### 14 1 普及啓発

15 　　○ 生活習慣病予防等に関する広域的・効果的な普及啓発

16 　　○ 啓発用媒体を作成し、推進主体の活動を支援

### 18 2 人材育成

19 　　○ 区市町村や医療保険者等において健康づくりの企画や指導的な役割を  
20 　　担うことが期待される人材を対象に、栄養・運動・休養等に関する知識・  
21 　　技術を普及する研修等を実施

### 23 3 企業等への働きかけ

24 　　○ 企業等に対し、都民の生活習慣改善に資する取組を行うよう、働き  
25 　　かけ

### 27 4 推進主体の取組支援と連携強化

28 　　○ 推進主体の相互連携、効果的な取組を支援

29 　　○ 中小企業等における健康づくりを支援するため、各地域での地域保健  
30 　　と職域保健の連携を推進

### 32 5 区市町村間の差の把握と取組の推進支援

33 　　○ 区市町村別に住民の生活習慣の状況等を把握し、情報提供

34 　　○ 取組事例の紹介などにより、区市町村の取組の推進を支援

35  
36  
37  
38

### Ⅲ 東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議による評価・進行管理

プラン21（第二次）の推進に当たっては、目標の達成状況や関係機関の取組状況を把握し、広く情報提供を行うとともに、目標の達成状況を評価していく必要があります。そして、評価によって得られた結果を踏まえ、平成34（2022）年度のプラン21（第二次）最終評価に向けて、適宜目標及び指標の見直しや、推進方策の検討につなげていくことが重要です（PDCAサイクルの推進）。また、特定健康診査・特定保健指導等の実施結果を分析し、都民の健康課題を明確にし、推進方策につなげていくため、その分析方法等の検討も行っていく必要があります。

目標の達成状況の評価や、推進方策の検討等を行うに当たっては、健康づくりに取り組む職域団体や学校、企業などの関係機関からの意見を広く反映し、より実効性のある推進方策を打ち出していくことが重要であり、地域の健康づくり関係者が相互理解を深め、問題意識や情報を共有できる仕組みが必要です。

そのため、学識経験者や地域の関係団体の代表者、行政機関などから構成する「東京都健康推進プラン21（第二次）推進会議」（以下、「推進会議」という。）において、各施策の進捗状況や目標・指標の達成状況を検討するとともに、その検証に基づいて評価を行い、必要に応じて、プラン21（第二次）の見直しを図ります。

また、推進会議には部会を設置し、プラン21（第二次）の目標達成に向けた取組や目標の達成状況の把握に努めます。その内容については、推進会議に報告し、専門家や関係機関から意見を聴取することで、プラン21（第二次）の実効性を担保していきます。

23  
24  
25  
26